

民法改正に伴う成年年齢に達した生徒に係る在学中の手続き等について

高校教育課

1 改正法の内容・趣旨

- ・改正法の施行（令和4年4月1日）により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げ
→年齢満18歳以上の生徒の父母等は学校教育法第16条にある「保護者」に該当しなくなる。

■学校教育法 第16条

保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

■民法 第818条 第1項

成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 国の基本的な考え方

- 改正法の施行後も、若年者については、成年年齢に達したとしてもいまだ成長の過程にあり、その社会的自立に対して支援をする必要がなくなるということの意味するものではない。
- 在学中の生徒については、成年年齢に達しているか否かにかかわらず、支援の観点から、今後も父母等と連携しながら取組を進める必要がある。

（「成年年齢に達した生徒に係る在学中の手続き等に関する留意事項について」文部科学省初等中等教育局参事官付事務連絡 令和元年12月17日）

3 本県の対応

○成年年齢に達した生徒の在学中の手続き等について

- ・成年年齢に達した生徒の各種申請や届出書等の「保護者」の署名等、生徒の社会的自立を父母等と連携して支援する観点から、これまでの「保護者」の表記を、引き続き今後も使用すること。
- ・成年年齢に達した生徒については、「保護者」を「父母」、「兄」、「姉」、「生計維持者」等に読み替え、従来の保護者に準じた取扱いとすること。

○保護者への周知

- ・改正法施行後の成年年齢に達した生徒に係る指導要録の取扱いや退学、転学、留学及び休学に係る手続きなど各種手続き等について、その趣旨や具体的な場面での取り扱いについて、十分理解が得られるように保護者への説明を行うこと。